



景観まちづくり

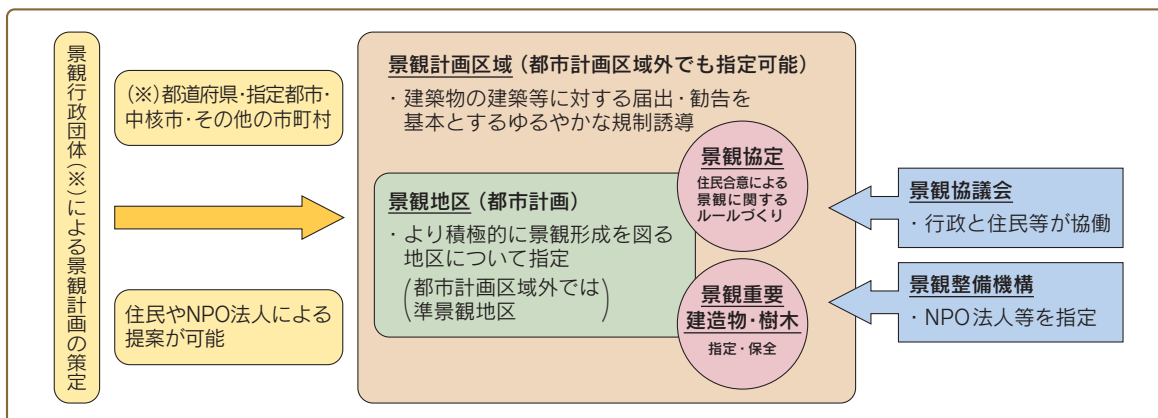
地域における都市化や過疎化の進展を背景に、歴史ある街並みや緑豊かな自然などわが国固有の美しい景観が失われてきているなか、地域の景観に対する関心が高まっており、「景観まちづくり」が注目を集めています。景観は市場で評価されにくく、景観を維持したり良くしたりするインセンティブが働きにくいという性質を持っています。そのため、放っておくと、周囲と調和しない建物や乱立する電柱など無秩序な景観が作られてしまいがちになります。一方で、美しい景観は観光資源になるなどそれ自体に価値を持ちます。景観まちづくりは、景観のこのような性質を踏まえつつ、自分たちの住んでいる地域の景観を意識してまちづくりを行うことを言います。

景観まちづくりが注目されている背景には、これまで地方自治体が条例で個別に実施していた景観の整備や保全の仕組みをわが国で初めて総合的に規定した「景観法」が2005年6月に全面施行され、制度面からも景観まちづくりを後押ししていることが挙げられます(図表)。景観法では、良好な景観は国民共通の資産であると位置づけ、地方公共団体、事業者及び住民により良好な景観の形成に向けた一体的な取組が行われ、その取組が地域の発展に結びつくように促しています。同法をみると、①「景観協定」により住民合意による景観に関するルールづくりができることや、②まちづくりに取り組むNPO法人などが「景観整備機構」として指定され、景観づくり支援や重要建造物等の管理をできるようになるなど、地域の様々な主体が積極的に景観に関わることができる仕組みとなっています。

景観まちづくりの効果としては、①人口減少社会が到来し、地域における交流人口の確保が重要さを増すなか、地域の景観が新たな観光資源となり交流人口を増やす可能性があること、②美しい景観形成により地域のイメージが一層向上し、地域住民の住みやすさも向上すること、③景観まちづくりの過程で、地域のコミュニティの結束を高める効果があること、の3つの効果が挙げられます。これらの効果をみると、景観まちづくりが現在直面している地域の主要な課題をクリアーし、地域を活性化する可能性を秘めていることがわかります。

現在、政府においては、無電柱化推進計画の推進、公共事業の景観形成ガイドラインの策定等景観まちづくりをさらに後押しする施策を推進しています。こうした動きを踏まえれば、景観まちづくりは、今後地域におけるまちづくりの有効な方策として一層重要なものとなるでしょう。 先浦 宏紀

図表 景観法の概要



(資料) 国土交通省資料を基に三重銀総研作成